お得な商工会議所の保険制度

日本商工会議所では現在、会員企業へのサービス拡充を目的に、各地商工会議所を通じて「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」「海外展開サポートプラン」「情報漏えい賠償責任保険制度」「中小企業PL保険制度」「休業補償プラン」といった保険を取り扱っている。各制度とも中小企業者が抱えるリスクを簡便な事務手続きかつ低廉な保険料でカバーできる、まさに中小企業のための制度となっている。本特集では、これらの保険制度について紹介する。

ビジネス総合保険

事業活動リスクを幅広く補償

漏れ・ダブりを解消して一本化

昨今、事業者における業務内容や範囲などが拡大し多様化する中、「中小企業PL保険制度」や「情報漏えい賠償責任保険制度」などの既存の保険制度だけではカバーできない賠償責任リスクが多く存在する。そこで日本商工会議所としては、既存の制度でカバーしているリスクに加えて、「施設」「業務遂行」「管理財物」に関する賠償責任への補償もラインナップし、会員事業者を取り巻く事業活動リスクを幅広く総合的にカバーするビジネス総合保険制度（表1）を創設した。会員事業者は補償の漏れ・ダブリを解消し一本化して加入できる。

本制度の賠償責任補償で新たに追加した「施設」「業務遂行」「管理財物」に関する補償は、例えば、水道の締め忘れにより階下テナントの店舗を水浸しにした、工事現場の資材が倒れて歩行者にけがを負わせた、ホテルなどのクロークで預かった上着を汚した、といったケースに対応する。

こうしたトラブルでは最近、損害賠償金が高額化しており中小企業にとって高額な負担は経営リスクとなる。消費者意識が高まるとともにこれまで以上に事業者に対して厳しい目が向けられている。既存の保険制度での加入率が高かった製造業、販売業、飲食業だけでなく、建設業や介護事業などにもマッチしたプラン設計も可能で、幅広い補償ラインナップとなっている。

（表1）

■現行制度

リスク	対応制度名
PL賠償	中小企業PL保険制度（※1）
リコール	
情報漏えい	情報漏えい賠償責任保険制度（※1）
施設賠償	－
業務遂行賠償	
事業休業（※2）	
財産（※2）	
工事（※2）	
業務災害	業務災害補償プラン

■ビジネス総合保険制度

リスク	対応制度名
PL賠償	ビジネス総合保険制度
リコール	
情報漏えい	
施設賠償	
業務遂行賠償	
事業休業	
財産	
工事	＋
業務災害	業務災害補償プラン

⇒ ビジネス総合保険制度と業務災害補償プランで会員事業者の事業活動リスクを包括的にカバーします

（※1）中小企業PL保険制度、情報漏えい賠償責任保険制度は、一定期間併存しますので、引き続き加入することができます。
（※2）事業休業、財産、工事の補償は、損害保険会社によって制度にラインナップしない（現時点ではできない）場合があります。

（表2）「全国商工会議所ビジネス総合保険制度」の補償概要

リスク ＼ 型・保険始期		総合補償型 平成28年7月1日	賠償補償型 平成28年3月1日
賠償	PL	○	○
	リコール	○	○ ※三井住友海上は×（対象外）
	情報漏えい	○ ※あいおいニッセイ同和は×（対象外）	○ ※三井住友海上は×（対象外）
	施設	○	○
	業務遂行	○	○
	管理財物	○	○
事業休業		○ ※東京海上日動は地震も○（任意）、※損保ジャパン日本興亜とあいおいニッセイ同和は地震は×（対象外）	×
財産	建物	○（※1、2）	×
	設備・什器など	○（※2）	×
	屋外設備装置	○（※2）	×
	商品・製品など	○（※2）	×
工事	建設工事	○（※2）	×
	組立工事	○（※2）	×
	土木工事	○（※2）	×
引受保険会社（既存制度取扱件数順）		東京海上日動 損保ジャパン日本興亜（※1） あいおいニッセイ同和（※2）	損保ジャパン日本興亜（※1） 三井住友海上
契約者		日本商工会議所	
保険対象者		全国514商工会議所の会員事業者	

（※1）損保ジャパン日本興亜は、総合補償型と賠償補償型の2つの制度を販売予定。ただし、総合補償型でも財産の建物は対象外。
（※2）あいおいニッセイ同和は、財産、工事は対象外。

風災・水災など自然災害も対応

本制度は、日本商工会議所が2年前から全国各地での意見交換や既存制度への要望などを踏まえ補償内容の検討を行ってきたもの。本制度のうち「総合補償型」（表2）は、全国各地で発生している集中豪雨や台風による風災・水災などの突発的な自然災害や火災などに見舞われた際の事業休業に伴う売上高（利益）減少に対応する補償を商工会議所の保険制度として初めて導入する。

（表3）近年の大規模な自然災害

平成23年3月11日	東日本大震災
平成23年8月30日	九州での台風12号風水害
平成24年7月12日	九州北部での豪雨による浸水被害
平成26年2月14日	関東甲信越・東北で記録的大雪
平成26年8月20日	広島での豪雨による土砂災害
平成26年9月27日	御嶽山噴火
平成27年9月10日	豪雨による鬼怒川の堤防決壊で水害

引受保険会社によっては、地震による事業休業リスクも対象にしている。この補償は東日本大震災で被災された地区からも要望が寄せられたもの。災害時の万が一の備えとして事業継続資金を確保することができる。

保険料水準についても、全国商工会議所のスケールメリットを生かした団体割引による割安な水準（割引率は約1～3割程度）となっており、売上高を基礎とした簡易な引受方法としたことにより、多くの会員事業者が加入しやすい制度となっている。本制度（総合補償型）は、平成28年4月から加入でき、7月1日より補償開始となる。

早期復旧で企業信用向上

本制度（総合補償型）は商工会議所がこれまで推進してきた事業継続計画（BCP）の策定と関連性が深い。大規模災害などの緊急時への備えとしてどちらも準備しておくことで、企業としての危機管理能力を高めるだけでなく、事業活動の継続・早期復旧などにより、取引先への製品・サービスなどの供給責任を果たし、顧客の維持・獲得、企業信用の向上が期待できる。

平成23年の東日本大震災の発生以降、日本では大規模な自然災害が頻発している（表3）。こうした災害時に中小企業の多くが、数カ月の営業停止による顧客離れや資金不足により従業員への給料支払いができずに貴重な人材を失ったりしたケースが見受けられた。

BCPでは、災害時の事前対策としてさまざまな経営資源（人、物、情報、金など）を平時から確保しておくことが重要としているが、本制度は資金面での備えとなる。銀行からの融資や平時からの積立金といった手段に対し、本制度は、受け取った保険金は返済が不要で、一定水準の掛金負担で大きな補償が得られるのが特徴だ。

引受保険会社によっては、加入企業に対し、建物・機械設備の汚染の調査、汚染除去を行うことで、従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備などを被災前の機能・状態に修復する「早期災害復旧支援」を提供しており、事業の早期復旧を後押しする。

業務災害補償プラン

賠償金は増加傾向に

厳しく問われる労務管理

過労死を巡る裁判で、従来より企業や経営者の責任を明確にする判決が増加している。平成27年12月に改正労働安全衛生法が施行されるなど、従業員の労務管理について、企業側の対応がこれまで以上に問われている。

業務災害補償プランは、従来型の負傷型労災といわれる業務中のけが、および労働災害の責任が企業にあると法律上判断された（例えば安全配慮義務違反を問われた）場合に発生する、企業の損害賠償責任（賠償金など）に対応する制度である（図）。

労働災害が発生し、労働者が死傷すると、企業には一般に次のような法的責任が発生する。

①民事責任

使用者に安全配慮義務違反あるいは過失などがあれば、被災労働者またはその遺族から民事上の損害賠償を請求される。この場合、業務に起因する災害であれば、労災保険による労災が給付される。

②行政責任

労働基準監督署長から作業停止処分、建物などの使用停止処分などを受ける。建設業者の場合、業務停止処分や公共工事の指名停止処分などを受ける。

③刑事責任

業務上過失致死傷罪あるいは労働安全衛生法違反などの責任を問われる。

④社会的責任

マスコミによる報道などにより、取引停止など社会的信用を失う。

（図）【業務災害補償プランの商品構成】

＜定額補償部分＞
【労災の上乗せ補償】
（目的：従業員などの福利厚生の充実）
〔補償内容〕
・業務中（通勤途上も含む）のケガによる入通院費用、死亡保険金 など
※政府労災保険の給付決定などの認定の有無にかかわらず支給（支払い）

＋

＜賠償補償部分＞
【企業の経営リスクを担保】
（目的：企業の安定的経営、企業防衛）
〔補償内容〕
・企業の法律上の損害賠償責任を補償（例：（高額）賠償金など）
・争訟費用 など
※政府労災保険の給付決定を待つ場合があります

一体化 ➡ 業務災害補償プラン（従業員などへの労災上乗せ補償の充実と経営リスクを担保）

○事業者の政府労災保険への加入を本プランへの加入条件としている

（表4）労働災害関係高額判決事例

判決容認額など	業種	判決年	事故内容
1億9,400万円	飲食業	平成22年（鹿児島地裁）	過重労働が原因で、脳に重篤な障害を負い寝たきりになる
1億8,989万円	製造業	平成20年（大阪地裁）	異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億6,524万円	製材業	平成6年（横浜地裁）	落下材木が頭部を直撃したことにより、重篤な障害となる
1億3,500万円	病院	平成14年（大阪地裁）	研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡
9,905万円	建設業	平成22年（福岡地裁）	現場監督が長時間労働によりうつ病を発症し自殺

2013年9月末時点引受保険会社調べ

民事責任に対応

業務災害補償プランは、この4つの責任のうち、①民事責任すなわち、使用者責任を補償するものとなっている。

労働者が業務中に負傷するなどの労働災害が発生した場合、使用者（経営者）は労働者またはその遺族から民事上の損害賠償を請求される。損害賠償には、主に治療費（死亡・後遺障害の場合は逸失利益）や休業損害、慰謝料、弁護士費用などが含まれ、労働者が死亡した場合、企業の民事賠償責任が5000万から1億円を超えるような高額になるケースがある。そして、その額は上昇傾向にある（表4）。

一方、損害賠償金を支払えなければ、事業継続が不可能になることもあり、その場合、これまで雇用していた多くの労働者も路頭に迷うことになる。

本プランは、業務上の事故による死亡・後遺障害・入院・手術・通院はもちろん、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害をカバー。事業継続の大きな一助になるといえる。

また、前述のような新しい企業責任（安全配慮義務違反などによる企業の法律上の賠償責任）のほか、例えばうつ病などの精神障害による「過労死」「過労自殺」が原因で認定された労災など、法律上の企業責任（民事賠償金）を問われた場合の慰謝料や訴訟費用（弁護士費用など）も対象になる。

「心の病」対策の義務化

平成27年12月に施行された改正労働安全衛生法では、「ストレスチェックの義務化」がある。メンタル疾患の防止の取り組みは、基本的に大きく二段階で構成されている。

まず一次予防として、本人のストレスへの気付きと対処の支援および職場環境などの改善の段階があり、そして、二次予防として不調の状態にある従業員自身の不調の早期発見と早期対応を行うといったものである。

これらの一連の取り組みの要となるのが、対象者の心理的な負担の程度の把握、すなわちストレスチェックである。ストレスチェックの結果の取り扱いの難しさや、運用の負荷などの問題もあり当面は50人以上の事業場が対象となるが、自殺者数に占める被雇用者・勤め人の数が少なくない（全体の3割近くを占める）ことなどを考えると、この適用範囲であるか否かに関わらず、メンタルヘルスへの取り組みはいよいよ重要になってきている事が伺える。

加入しやすい保険料と手続き

保険料は、補償内容が同じ一般の保険に比べ約半額程度に設定されており、業種を問わず多くの事業者が本プランに加入している。

さらに売上高を基に保険料を算出する仕組みであることから、加入に当たっては従業員数を保険会社に通知する手間がなく、パート・アルバイトが多い製造業・小売業には利便性が高い。また、役員を含め全従業員が自動的に補償対象となることから、中小・中堅や下請けを抱える事業者などに活用しやすい内容になっている。

最近は過労死に対する取締役個人の責任を認める判決も出た。従業員労務対策はこれまで安全配慮義務の実施、福利厚生といった観点で捉えられてきた。だが今後は、少子高齢化による労働人口の減少などに対応した人材確保の観点から考える必要があるだろう。従業員の心身の健康を保つことは企業にとって効率的で持続的な成長への投資と言えるかもしれない。

海外展開サポートプラン

輸出関連事業者に必須の備え

2つの保険で安心して取引

ある日突然、海外の裁判所から召喚状が送られてきたり、弁護士から英語や中国語の訴状が届いたり、輸出代金の支払期日が過ぎているにも関わらず、取引先（販売先）と連絡が取れなくなったりしたら、どのくらいの事業者が冷静にかつ的確に対応できるだろうか。

商工会議所では、輸出関連事業者がこのような事象に対して慌てずに対応できるよう「海外展開サポートプラン」として、「中小企業海外PL保険制度」と「輸出取引信用保険制度」の2つの保険制度を提供している。

「中小企業海外PL保険制度」は、被保険者である商工会議所の会員中小事業者などが、製造または販売した製品（部品含む）が原因で、海外で第三者の身体事故または財物損壊事故を発生させたことにより、法律上の賠償責任を負った場合、和解や判決などによる損害賠償金をはじめ、弁護士費用などを保険金として支払う制度である。

「輸出取引信用保険制度」は、被保険者である商工会議所の会員中小事業者などの売掛債権が、取引先の倒産や取引先国でのテロ、内乱、天災、海外送金規制などにより回収できなかった場合、その損害の一定割合を保険金として支払うものである。さらには取引先の審査機能も兼ね備えており、海外与信管理も可能な制度となっている。

両制度とも慣習や法制度が日本と大きく異なる海外との輸出取引リスクを補償するものとして、既に製品・商品などの輸出を行っている事業者はもちろんのこと、今後、海外展開（輸出）を開始する事業者にとっても必須の備えといえる（5面に続く）。

輸出関連企業を脅かすさまざまなリスク、貴社の備えは万全ですか？

全国商工会議所
中小企業海外PL保険制度

充実の制度内容

特長1 各種機械器具から生活用品まで幅広い品目が対象！
特長2 保険料の低廉化を図るため、本制度独自の方法で保険料を設定！
特長3 PL予防体制診断等（無料実施）の結果によってはさらに割引保険料を適用！
特長4 保険料は全額損金処理可能！

賠償請求対応力の強化

特長1 被害者への賠償金だけでなく訴訟防御としてのコストも負担します！
特長2 示談交渉をはじめとする、迅速・的確な事故処理サービスをご提供！
特長3 万が一、製品の欠陥や不具合により対人・対物事故が発生した場合の「リコール費用」をオプションでご用意！
特長4 海外リスクに関する各種情報を無料でご提供！（※1）
（※1）別途お申し込みが必要となります。

ご加入は随時募集中！
〈制度運営〉日本商工会議所　http://www.jcci.or.jp/hoken/
〈お問い合わせ先〉各地商工会議所　商工会議所名簿　検索
商工会議所では、本制度のほかにも会員事業所従業員の福利厚生の充実を目的とした「生命共済制度」「特定退職金共済制度」など、各種共済制度を実施しております。詳しくはお近くの商工会議所にお問い合わせください。

【引受保険会社】（制度参入順）
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

■この広告は、日本商工会議所が有限会社石垣サービスの協力のもと作成したものです。

平成28年7月制度スタート！
全国商工会議所
ビジネス総合保険制度
総合補償型
会員事業者を取り巻く様々な事業活動リスクからお守りします。

賠償補償
給排水設備からの漏水により階下テナントを水浸しにさせた。
自転車を使用して営業活動中に、歩行者と衝突してケガをさせた。
事業活動でのトラブルで高額な損害賠償金支払いとなるケースもPL、リコール、情報漏えいのほか、施設・事業遂行の賠償も補償

事業休業補償
大型台風による河川の氾濫で店舗が浸水し、3か月間休業した。
火災が発生し、店舗を1年間休業した。
自然災害や火災による事業休業で売上が減少、事業継続資金の確保や人材流出の防止

特長① 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入
特長② 賠償責任（PL、リコール、情報漏えい※1、施設・事業遂行等）リスクを総合的に補償
特長③ 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続資金を補償
特長④ 全国商工会議所のスケールメリットによる割安な保険料水準
特長⑤ 保険会社の早期災害復旧支援※1により事業継続を後押し

賠償責任の補償	事業休業の補償	財産の補償※1	工事の補償※1
PL、リコール、情報漏えい※1、施設・事業遂行、受託物	火災、落雷、爆発、食中毒 風災、水災、雪災など、地震※2	建物※2、屋外設備装置※2 設備・什器等、商品・製品等	建設工事、組立工事、土木工事

※1印はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社では、補償対象となっておりません。
※2印は引受保険会社のうち、東京海上日動火災保険株式会社のみのラインナップなど、補償内容が引受保険会社で一部異なりますのでご注意ください。

ビジネス総合保険制度と業務災害補償プラン※3で事業活動リスクを包括的にカバーします！
※3印は業務中の事故による死亡・後遺障害・入通院時等の補償のほか、労災賠償に備える使用者賠償責任の補償を標準セットした保険制度です。

制度運営 日本商工会議所
http://www.jcci.or.jp/aboutcci.pdf
お問合せ先 各地商工会議所　商工会議所名簿　検索
◎この広告は、本制度の概要を示したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧いただくとともに詳細は引受保険会社の約款、パンフレットに従います。

引受保険会社（中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順）
東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
◎この広告は、日本商工会議所が有限会社石垣サービスの協力のもと、作成したものです。

※上記「総合補償型」とは別に賠償責任リスクに限定した「賠償補償型」（平成28年3月スタート）の保険制度があり、引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社と損害保険ジャパン日本興亜株式会社の2社です。